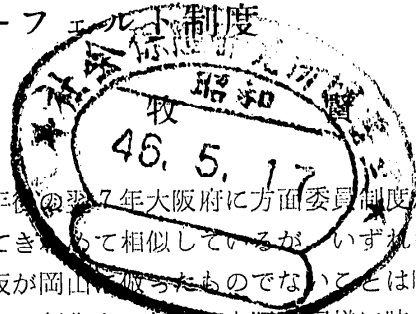




昭和6年岡山県に済世顧問制度が創始され、約半年後の昭和7年大阪府に方面委員制度が発足した。両者はその地区救貧委員的な性格と構想においてきわめて相似しているが、いずれも今日の民生委員制度の原点とされるものである。しかし大阪が岡山に倣ったものでないことは時間的關係から明らかであり、岡山は時の知事笠井信一の苦心の創作といわれ、大阪は同様に時の知事林市蔵の発想によるものと伝えられている。また大阪の方面委員制度は1853年ドイツの Elberfeld 市に行われた救貧委員制度に範をとったものと一般に信ぜられており、これに対し笠井信一はその著『済世顧問制度の精神』（昭和3年）の序文において同制度とエ制度との間に関係はないと否認しているのである。それではこれら三者の関係ははたしてどうなのであろうか。もの好きに少し調べてみた。

まず方面委員制度については、当時林知事の側近に有名な小河滋次郎がおり同制度の企画立案に参画していた。その小河が大正13年に著した『社会事業と方面委員』の中にエ制度のことを紹介し、これと関連させながら方面制度のことを説いている。そこでとくに印象的なのは、エ制度の主眼が濫救防止にあって漏救防止を考えたものではなかったことを鋭く批判し、方面委員制度がしかあってはならぬことを警告しているのである。これが同制度がエ制度に範をとったものと信ぜられるに至った根拠であろう。これよりさき小河はすでに大正6年12月、社会事業研究所発行の雑誌『救済研究』に「笠井式済世顧問に就いて」なる長文の論文を載せ、その中でエ制度について詳細に述べ、済世顧問制度に対して讃辞を送っているのであるが、後日小河はこの論文の内容が、当時笠井知事の下で所管部長であった道岡某より済世顧問制度計画についての意見を徴され、これに答えたものであったことを明らかにしている。大正11年小河は道岡静岡県知事に招かれて同県方面委員の協議会に出席し講演をしており、その速記が同県社会事業協会報の同年11月号に載っている。これをみると、道岡知事は当時の道岡部長なのである。そして上記大正6年の論文がその時彼に意見具申をしたものの内容であったことを告白し、また大正7年方面委員制度の立案には自分が林知事の参謀として関与したことまで話している。そうだとするならば済世顧問制度も方面委員制度も結局同じ小河滋次郎を通してエ制度のことを教えられ、ヒントを与えられ、これを参考にしてつくられたものだということになる（昭和11年方面委員会が公布されて全国制度となり、昭和21年民生委員法の制定によって改称された）。

それではどうして小河はこれ程までに旧くからエ制度に詳しく、また関心もっていたのであろうか。小河はすでに明治45年、名著『社会問題・救恤十訓』を著わしているが、その中に「濫与を慎むべし」なる1章を設け、ここにエ制度の概要を述べている。明治44年 Sidney Webb と Beatrice 夫妻が来朝した。小河はその講演を聴き非常な感銘を受けたようである。そのウェブが母国を立つ前に書き上げ書肆に託してきたといわれる“The Prevention and Destitution”が早くも大正12年『国民共済策』と題して翻訳出版されたが、その中にエ制度のことが出ている。とすれば日本での講演の中でも……と結びつけられないであらうか。これは想像である。

Elberfeld は1929年他の5市と合併して人口42万の Wuppertal 市となり、今ではその1区となっている。（文中、小河に関する部分は主として『小河滋次郎著作選集中巻』によった。）